

令和元年度 東京都立中野特別支援学校いじめ防止基本方針

平成29年4月

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。本校では、「いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る」との認識の下、いじめ防止等の対策に積極的に取り組んでいく。

- (1) いじめ問題に対する教員一人一人の指導力の向上と組織的な対応を行う。
- (2) 子供からの声を確実に受け止め、安心・安全な学校をつくる。
- (3) いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくりを行う。
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携を密にし、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決に努める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童・生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応に関する措置を実効的に、組織的に行う。

イ 所掌事項

- いじめに関する児童・生徒対象の実態調査の実施
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- いじめに対する速やかな対応策の検討、実施

ウ 会議

必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

- 校内委員会を主とし、委員長及び委員をもって構成する。
- 委員長は、校長をもって充てる。
- 委員は、副校長、主幹教諭（生活指導、教務、進路、特別支援教育コーディネーター、学部）、生活指導主任、学部主任、養護教諭、高等部学年主任
- その他、委員長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もある。そのため、学校サポートチームは、いじめを含む児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向け、学校と家庭、地域、関係機関が一体となり学校の取組に助言・支援を行う。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会のサポート
- 学校評価、生徒評価への支援と助言

ウ 会議

原則として、年2回。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

- サポートチームは委員長及び委員をもって構成し、外部委員を含めた組織とする。
- 委員長は、校長をもって充てる。
- 校内委員は、副校長、主幹教諭（生活指導、教務、進路、特別支援教育コーディネーター、学部）生活指導主任、学部主任、養護教諭
- 外部委員は、学校運営連絡協議会評価委員
- その他、委員長が必要と認める者
（子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察署員、スクールサポーター等）

4 段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア 子供が安心して生活できる学級・学校づくり

- 全ての教育活動を通じて、児童・生徒の豊かな情操を培い、思いやりの心をもって他の人と関わることができるようにする。
- 「学校生活の決まり」を策定し、児童・生徒、保護者へ周知し、生活指導の充実を図る。
- 「今月の安全指導目標」を教室に掲示し、日常生活の指導の時間やホームルーム活動等で児童・生徒へ指導する。

イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- 年度当初に「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図り、全ての教職員で取組む。
- 学校いじめ対策委員会の役割を明確にし、児童・生徒の気になる様子等の報告・連絡・対応を迅速に組織的に行う。
- いじめに関する校内研修を実施し、教職員の対応力向上を図っていく。

ウ いじめを許さない、いじめを防止する指導の徹底

- 全ての教育活動を通じて、場に応じた適切な言葉遣いや態度、服装等ができるように指導する。
- いじめ防止カードを配布し「いじめは絶対に許されない」という意識を広め、未然防止に努める。

エ 児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- 全ての教育活動を通じて、児童・生徒の自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるように適切な指導を行う。
- 「SNS東京ノート」を活用し、発達段階に応じた情報モラルを身に付けられるよう指導する。高等部生徒を対象とした出前授業による携帯安全教室を実施し、携帯電話・スマートフォン使用のルールとマナーについての理解を深められるようにする。
- 「SNS東京ルール」に基づく「中野特別支援学校SNSルール」を策定し、ルールを守っていこうとする態度を育むとともに、「家庭ルール」づくりに向けた保護者への啓発を行う。

オ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

- 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、学校便り等を活用して内容を周知し、理解や協力を得る。
- 学校サポートチームの他、学校運営連絡協議会等も活用し、意見交換等を行う。

（２）早期発見のための取組

ア 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さず、初期段階でいじめに気付くことができるようにする。
- 学校いじめ対策委員会は、報告された状況について、いじめの定義を踏まえて「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。
苦痛を感じていない場合であっても、人権意識を欠く言動である場合などは、いじめと認知する必要がある。

イ 全ての教職員による子供の状況把握

- ふれあい月間を活用した調査等を実施し、教職員が、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の状況について総点検し、現状や取組の効果等を把握する。

- 「学校生活や友人関係に関するアンケート」（１回／学期）の実施と学校評価を活用した聞き取り等を行い、いじめの疑いのあるものについては丁寧に対応する。
- 一人一人の教職員の気付きを、その日のうちに学校いじめ対策委員に報告することを徹底する。
- 児童・生徒の気になる様子については、いじめの有無にかかわらず、教員間での情報の引き継ぎ・共有を円滑に行う。

ウ 児童・生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- 全ての教職員が、児童・生徒や保護者の悩みや相談に応じられるようにする。
相談しやすいように、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、臨床心理士・臨床発達心理士（外部専門員）等を積極的に活用した校内支援体制の充実を図る。
- いじめ防止カードを活用し「いじめを見て見ぬふりをしない」という意識を広め、早期発見に努める。
- 「東京都いじめ相談ホットライン」「外部相談機関の連絡先」など、多様な方法により相談できることを周知する。

エ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

- 個別面談・家庭訪問、連絡帳、保護者会等を積極的に活用し、学校と家庭との連携の下、いじめ等の早期発見・解消を図っていく。

（３）早期対応のための取組

ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- 学校いじめ対策委員会で把握した情報に基づき、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。
- 学校いじめ対策委員会を中心に役割分担を明確化し、組織的に対応する。
担任等が対応を行う場合は、学校いじめ対策委員会が対応経過と改善の進捗状況を把握した上で、事前に十分な助言を行い、複数の教職員で対応できるようにする。
- 学校としての対応経過を正確に説明できるように「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、児童・生徒にどのように話したか」などの記録を行い保管する。
- いじめ解消の判断は、学校いじめ対策委員会が児童・生徒の状況を総合的に判断した上で、校長が判断する。解消と判断した場合も注意深い観察を継続する。

イ 重大事態につながらないようにするための対応

- 被害児童・生徒の安全を確実に確保し、教職員全体で守り抜く姿勢を明確にする。
不安解消のため、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、臨床心理士・臨床発達心理士（外部専門員）等を活用した面談等により、心のケアを行う。
- 加害児童・生徒に対する組織的・継続的な指導及び観察を実施する。
- 被害及び加害児童・生徒の双方の保護者に対し、いじめの正確な事実と学校の対応・指導方針について説明する。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、拡散防止と削除の措置を行うと同時に、書き込みを行った児童・生徒の指導及び被害児童・生徒の心のケアを行うとともに、関係修復の支援を行う。

ウ 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

- いじめ把握後、速やかに所管教育委員会に報告する。助言や専門家の派遣等の支援を要請する。

（４）重大事態への対処

ア 重大事態発生の判断

- 校長は「重大事態発生」の判断を行う。
判断に迷う場合は、所管教育委員会と協議を行い、迅速かつ適切に判断する。
重大事態が発生した場合は、直ちに所管教育委員会に報告する。
- 緊急学校いじめ対策委員会を招集し、事案についての概要把握と今後の対応について協議する。
併せて学校サポートチームの緊急会議を招集し、関係機関にも協力を依頼し、問題解決に当たる体制を確立する。

- 緊急職員会を開催し、重大事態発生の周知及び今後の組織的な対応について説明し対応にあたる。
- イ 被害児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援
 - 被害児童・生徒の安全を確実に確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - 被害児童・生徒の状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。
 - 被害児童・生徒の保護者に対し、定期的に電話連絡や個別面談を実施し、対応方針及び対応経過の説明を行う。
- ウ 加害児童・生徒の更生に向けた指導及び支援
 - 個別の聞き取り・指導を進め、いじめの行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことであることを指導する。改善が図られない場合には、懲戒の措置を講じる。
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる件については、警察に通報する。
 - 加害児童・生徒の指導に当たっては、保護者に学校の指導や対応方針を説明し、理解を得る。
- エ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告
 - 地方自治体の長による再調査等への協力を行い、事実関係を明確にした調査結果を報告する。
- オ その他の留意事項
 - 重大事態が発生した場合は、関係のあった児童・生徒が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時に事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

5 教職員研修計画

「いじめ総合対策【第2次】上巻[学校の取組編]、下巻[実践プログラム編]」の第4部「いじめ問題解決のため『教員研修プログラム』、『人権教育プログラム（学校教育編）』（東京都教育委員会 平成29年3月）」を活用した校内研修を実施する。一人一人の教職員が、学校の基本方針、未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処について理解を深め、問題に対応できる力を付け、実践できるようにする。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 毎日の連絡帳、個別面談や授業参観等により保護者との連携を図り、信頼関係を構築する。
- (2) いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域商店街との連携と理解啓発
 - 地域商店街のタペストリー掲示への参加
 - 高等部生徒の地域商店街店舗における就業実習の実施
 - 小学部高学年児童・中学部生徒の地域での就業体験の実施
- (2) 警察との連携
 - 警察と連携したセーフティ教室の実施

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価では、内部評価・外部評価を通じて、取組を検証する。
保護者及び高等部生徒アンケートの評価項目にも、人権尊重やいじめに関する項目を設け、取組の評価といじめの発見に努める。
- (2) 学校評価の結果は、学校いじめ対策委員会、学校サポートチームに報告し、課題となる内容について十分に検討を行い、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」の改訂を行う。